

埼玉県運送事業者環境整備補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、トラック運送業界の人手不足解消の一環として、女性ドライバーの採用に向け、環境整備を実施する県内の貨物運送事業者（中小企業者及び小規模企業者）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）企業等：埼玉県内に主たる事業所を有する企業、法人又は団体等で法人格を有するものとする。ただし、埼玉県内に従たる事業所のみを有する企業等で、当該従たる事業所が第4条に定める補助事業を実施する権限を有するものを含む。
- （2）中小企業者：中小企業基本法第2条第1項に定める「中小企業者」をいう。
- （3）小規模企業者：中小企業基本法第2条第5項に規定する「小規模企業者」をいう。
- （4）ホワイト物流宣言企業：国土交通省が実施する「ホワイト物流」推進運動に係る自主行動宣言を行っている企業をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は、次の各号のすべてに該当する中小企業者及び小規模企業者とする。

- （1）申請日において、貨物自動車運送事業法に規定されている事業の許可を受けている、又は届出を行っている貨物自動車運送事業者（埼玉県内に営業所を設置する内容で許可を受けている、又は届出を行っているものに限る）であること。
- （2）女性ドライバーを採用するため、求人募集等を行う意思があること。
- （3）補助金申請日時点において県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があること。
- （4）就業規則を作成して労働基準監督署に届出を行っていること。
- （5）現状で建築関連法令を遵守しており、本補助金による整備においても当該法令に則ること。
- （6）本補助金の趣旨、目的に照らして、補助金の交付が適当であると考えられること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助を受けることができない。

- （1）女性活躍のための環境整備に係る国又は他の地方公共団体等が交付する補助金等を

受給した又は受給予定である企業等

(2) 補助事業の実施期間内及び完了後において、次のアからエまでのいずれかに該当する企業等

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23年埼玉県条例第39号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(3) 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金の滞納がある企業等

(4) 偽りその他不正の行為により本来受けることのできない補助金支給を受け、又は受けようとしたことにより、交付申請時に補助金の不支給措置がとられている企業等

(5) 交付申請日の時点で、労働関係法令違反がある企業等

(6) その他県が適当でないと認めた企業等

（補助対象事業等）

第4条 補助対象となる事業は、女性ドライバー採用のための県内事業所における設備等の整備事業に関するものとし、対象設備等及び経費は別表1のとおりとする。

2 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象外とする。

(1) 本補助金申請者の代表者又は代表者の三親等内の親族が所有する不動産における設備等の整備

(2) 女性ドライバーの新規採用計画がない又は既存の女性従業員のための設備等の整備

(3) 既存の女性専用設備の老朽化による改修工事（女性専用の和式トイレを女性専用の洋式トイレに改修する場合を除く）

（補助額）

第5条 本補助金は、前条に定める補助対象事業について、補助対象経費の2分の1または3分の2（小規模企業者に限る）以内において知事の定める額を補助する。

	補助金の上限	補助率
小規模企業者	2 6 6 万 6 千円	3 分の 2 以内
中小企業者	2 0 0 万円	2 分の 1 以内

- 2 算出した補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 1 0 9 号）及び地方税法等の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 1 1 1 号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の条件）

第 6 条 この補助金の交付の決定には、次の各号に掲げる条件が付されるものとする。

- （1）補助事業の内容の変更をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）補助後 5 年間、毎年の追跡調査（売上高等の決算書類及び採用状況等報告書の提出等）への協力をしなければならない。
- （5）第 1 号から第 4 号により付した条件に違反した場合は、補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

（申請手続）

第 7 条 規則第 4 条第 1 項の申請書の様式は、様式第 1 号のとおりとし、その提出期限は、毎年度別に定めるものとする。

2 規則第 4 条第 2 項第 5 号の書類は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）暴力団排除に関する誓約書（別紙 1）
- （2）申請に関する誓約事項（別紙 2）
- （3）一般貨物自動車運送事業若しくは特定貨物自動車運送事業に係る国土交通大臣等の許可書又は貨物軽自動車運送事業に係る国土交通大臣等への届出書若しくは変更等届出書の写し
- （4）その他、知事が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。ただし、申込者多数の場合は、ホワイト物流宣言企業を優先して交付することとする。

2 知事は補助金を交付しないことを決定したときは、申請者に対して様式第2号の2の不交付決定通知書により通知するものとする。

(補助事業の着手及び遂行)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、交付決定の後でなければ補助事業に着手することができない。

(変更申請手続き)

第10条 第8条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助事業の内容を変更するときは、あらかじめ様式第3号の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に基づく計画の変更を承認したときは、様式第4号の通知書を交付するものとする。

3 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助金交付決定額の減額のうち不用となる額が20%以内のもの。

(2) 事業内容を大幅に変更しないもの。

(中止等申請手続)

第11条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第5号の申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に基づく補助事業の中止又は廃止の申請を承認したときは、様式第6号の通知書を交付するものとする。

(状況報告・立入調査)

第12条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

2 知事は、補助事業の状況及び経費の収支等について、関係職員に立入調査をさせることができる。

（実績報告）

第13条 規則第13条の報告書の様式は、様式第7号のとおりとする。

2 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、事業完了（事業の中止又は廃止の場合も含む）後15日以内又は3月1日のいずれか早い期日までに、前項の実績報告書を知事に出しなければならない。

3 規則第13条に定める実績報告書には、設置工事前後の写真及びその他知事が必要と認める書類を添付するものとする。

（補助金の額の確定の通知）

第14条 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、様式第8号により行うものとする。

（補助金の請求）

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、様式第9号の請求書を知事に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第16条 補助金の支払は精算払によるものとする。

2 知事は、前条に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第17条 知事は、補助事業実施期間中に、補助事業者が補助金の受給に関し不法又は不正な行為を行ったことが明らかになった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第14条の補助金額確定通知又は第15条の請求による補助金の交付を行った後においても、適用があるものとする。

3 規則で定める補助金等の返還、加算金及び延滞金は第1項又は前項の規定による取消しをした場合について準用する。

（書類の整備・保管）

第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(取得財産の管理)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増した財産（以下「取得財産」という。）を適切に管理し、補助事業の完了後も、補助金の支給の目的に従いその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は取得財産について、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適切な会計処理を行わなければならない

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者は、取得財産等について、補助事業完了後から5年間又は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

2 補助事業者は、取得又は効用の増加価額が50万円以上の取得財産等を他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする（以下、「取得財産等の処分」という。）ときは、あらかじめ財産処分申請書（様式第10号）による申請により知事の承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等が、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過したものについてはこの限りではない。

3 知事は、前項の規定により承認した取得財産等の処分により補助事業者が収入を得たときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(補助事業等の公開・成果の発表)

第21条 知事は、補助事業により行った事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報（補助事業者名、補助事業の内容、補助金額等）を公開または発表させることができるものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項が生じた場合には、その都度、別途定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月23日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

補助 対象 設備 等	女性ドライバー採用のための県内事業所における設備等の整備事業 ・女性専用トイレ ・女性専用更衣室・シャワー室 ・女性専用休憩室 ・託児スペース（出勤時の授乳・オムツ替え等の一時的なスペース） ・ロッカー（原則、女性更衣室内に設置するもの）等の付属品	
補助 対象 経費	工事請負費	工事費、物品等の設置費 等
	備品購入費	物品購入費 等 ※取得価額 1 0 万円以上のもの
	消耗品費	物品購入費 等 ※取得価額 1 0 万円未満のもの
	役務費	設置工事に付随する仮設トイレの運搬費 等
	賃借料	設置工事に付随する仮設トイレの利用料 等

※ 補助対象事業となる各設備の設置数は、女性ドライバーの採用計画人数を上限とする。

※ 補助対象経費は、交付決定日以後に補助事業者が新たに取り組んだ事業に要した経費とし、交付決定日前に取組があったもの及び支出があったものは含まない。

※ 消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

※ 補助対象設備等のリースは補助対象外とする（補助対象経費の賃借料は除く。）。